

特定都市再生緊急整備地域の整備計画の変更について

具体的な修正箇所は次のとおりです。

基本的な方針 ^(注)	「うめきた 2 期区域まちづくりの方針」の内容を記載。
都市開発事業 ^(注)	「③大阪駅北大深西地区土地区画整理事業」の追加。
公共公益施設 ^(注)	「㊦うめきた 2 期地区都市公園整備事業」の追加。
その他事項 ^(注)	まちづくりの方針決定に伴い、今後、同方針に沿って、民間事業者の募集に向けた取り組みを進めていくことを記載。 「みどり」に関する文章の修正、土地区画整理事業の削除。

その他、事業進捗にかかる修正

都市開発事業	「①梅田一丁目一番地計画（大阪神ビルディング・新阪急ビル建替え計画）」の修正
公共公益施設	「㊦JR 東海道線支線地下化事業及び新駅設置事業」の修正 「㊧大阪駅南口東通路」の修正 「㊨大阪駅南口西通路」の修正 「㊩都市計画道路大阪駅前 1 号線整備事業」の追加 「㊪阪神梅田駅改良」の追加
その他事項	公共公益施設の追加にともない記載事項の削除

(理由)

- ・ ①については、現地測量、工事スケジュールの詳細検討の結果、敷地面積、事業期間を変更します。
- ・ ㊦は、平成 27 年 1 月 29 日に都市計画事業認可を受けたので、実施主体から予定を削除し、事業期間を事業認可の期間に修正します。
- ・ ㊧㊨は、事業計画に変更があったため、期間を変更します。
- ・ ㊩㊪は、現計画では、「その他事項」に同事業の実施について記載していますが、㊩は平成 26 年 9 月に準備工事に着手し、㊪は平成 27 年 3 月に工事着手し、事業化したため、修正します。

注：略表記について

基本的な方針…	都市の国際競争力強化に関する基本的な方針
都市開発事業…	都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業
公共公益施設…	都市の国際競争力の強化のために必要な公共公益施設の整備に関する事業
その他事項…	都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項